

第12章. ビジネス関係者の一時的な入国章

1. ビジネス関係者の一時的な入国章の概要

締約国間のビジネス関係者の一時的な入国の許可、そのための要件、申請手続の迅速化及び透明性の向上等につき規定。また、附属書において、ビジネス関係者の一時的な入国に関する各締約国の約束を規定。

2. 主要条文の概要

○適用範囲（第12・2条）

本章の規定は、締約国のビジネス関係者の他の締約国の領域への一時的な入国に影響を及ぼす措置について適用すること、締約国が自国の領域への他の締約国の自然人の入国又は自国の領域における他の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置を適用することを妨げるものではないこと等を規定。

○申請手続（第12・3条）

締約国は、出入国管理に関する申請を受領した後できる限り速やかに当該申請に関する決定を行い、当該決定を申請者に通知する旨、申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を速やかに提供するよう努める旨、及び自国の権限のある当局が出入国管理に関する文書の申請の処理について徴収する手数料が合理的なものであることを確保する旨を規定。

○一時的な入国の許可（第12・4条）

締約国は、ビジネス関係者の一時的な入国に関して自国が行う約束を附属書に記載すること、当該約束に定める範囲内で一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可すること、労働争議の解決等に悪影響を及ぼす可能性がある場合には出入国管理に関する文書の発給を拒否することができること等を規定。

○商用の渡航（第12・5条）

締約国は、APECにおける相互の約束を確認する旨、及びAPEC商用渡航カード・プログラムの強化のための努力に対する支持を確認する旨を規定。

○情報の提供（第12・6条）

締約国は、ビジネス関係者の一時的な入国の最新の要件及び出入国管理に関する文書の申請が処理される標準的な期間を速やかに公表すること等を規定。

○協力（第12・8条）

締約国は、査証の処理及び国境の安全に関し、利用可能な資源の範囲内で、相互に合意した協力活動を行うことを検討すること等を規定。

○他の章との関係（第12・9条）

一定の規定を除くほか、本協定のいかなる規定も、締約国の出入国管理に関する措置について締約国に義務を課するものではないこと等を規定。

○紛争解決（第12・10条）

一時的な入国の拒否について、本協定第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないこと等を規定。

○附属書

ビジネス関係者の一時的な入国に関する各締約国の約束を規定。日本は、「短期の商用訪問者」、「企業内転勤者」、「投資家」、「資格を有する自由職業家」（弁護士、公認会計士等。）、「独立の自由職業家」及び「契約に基づくサービス提供者」に分類される締約国のビジネス関係者（それらの者に同行する配偶者及び子を含む（「短期の商用訪問者」を除く。））に対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束。国別の概要は別添参照